特記仕様書　ひな型

## 第１条（適用）

この特記仕様書は、平成○年度　道路橋定期点検等業務委託（○○○）の業務（以下「本業務」という。）に適用する。

２　本業務は、道路法施行規則第四条の五の二に規定する道路の維持又は修繕に関する技術的基準等に基づいて、橋梁を点検し、健全性の診断を行い、その結果を記録することを目的とする。

３　本業務は、道路橋定期点検要領（平成２６年６月　国土交通省道路局）（以下「点検要領」という。）及び道路橋定期点検業務積算資料（平成２６年８月　国土交通省道路局）に依拠して行うものとする。

４　本業務の設計図書及び特記仕様書に定めのない事項については、○○県土木部が定めた共通仕様書等を準用する。

５　本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議して定める。

## 第２条（対象橋梁）

本業務が対象とする橋梁（以下「対象橋梁」という。）は、Ａ市、Ｂ市及びＣ市（以下「施設管理者」という。）が管理する橋梁である。

２　本業務は、発注者が、施設管理者からの依頼を受けて、一括して行うものである。

３　対象橋梁の状況によって業務の内容を変更する必要が生じ、又は対象橋梁の数に変更が生じた場合は、発注者と受注者が協議して、契約の内容を変更するものとする。

## 第３条（管理技術者）

本業務の管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有する者でなければならない。

一　技術士　総合技術監理部門（建設）

二　技術士　建設部門（鋼構造及びコンクリート、道路）

三　土木学会認定技術者　特別上級（メンテナンス分野、鋼・コンクリート分野）、上級（同左）、一級（同左）

四　ＲＣＣＭ　（鋼構造及びコンクリート、道路）

２　管理技術者は変更することができない。ただし、病休、死亡、退職等やむをえない理由による場合には、発注者の承諾を得て、同等以上の者に変更することができる。

## 第４条（担当技術者）

受注者は、橋梁の点検及び診断をするために必要な知識及び技能をもった技術者（以下「担当技術者」という。）に、橋梁の点検及び診断の作業を行わせなければならない。

２　担当技術者に必要な知識及び技能とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年度国土交通省告示第1107号）に基づいて技術者資格登録簿に登録された資格（別紙-1　参考資料）のうち、次の表の対象橋梁及び作業欄に対応した技術者資格登録簿の区分欄に掲げる資格とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 本業務 | 技術者資格登録簿の区分 |
| 対象橋梁 | 作業 | 施設分野 | 業務 | 知識・技術を求める者 |
| 鋼橋 | 点検 | 橋梁（鋼橋） | 点検 | 担当技術者 |
| 診断 | 橋梁（鋼橋） | 診断 | 担当技術者 |
| コンクリート橋 | 点検 | 橋梁（コンクリート橋） | 点検 | 担当技術者 |
| 診断 | 橋梁（コンクリート橋） | 診断 | 担当技術者 |

３　受注者は、契約後すみやかに、一人又は二人以上の担当技術者を定め、その氏名及び資格を発注者に通知しなければならない。通知した事項に変更があったときも、同様とする。

## 第５条（貸与資料）

発注者が受注者に貸与する資料は、次に掲げるものを基本とする。

一　橋梁台帳

二　過去の点検記録

三　その他の資料

２　前項に規定に関わらず、Ａ市及びＢ市の対象橋梁については、発注者が管理運用している電子台帳システム（以下「橋梁点検支援システム」という。）に登録された情報を発注者に提供することで、資料の貸与に代えることができる。

## 第６条（現地踏査）

受注者は、点検に先立って、対象橋梁の状況、近接手段及び交通規制の要否等を現地にて調査しなければならない。

## 第７条（関係機関との協議用資料）

受注者は、本業務を行う上で必要がある場合は、関係機関（交通管理者、道路管理者、鉄道会社、河川管理者等）との協議用資料（所定の許可申請書を含む）の作成を行わなければならない。

## 第８条（業務計画書）

受注者は、契約後速やかに業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

２　業務計画書の内容は、次に掲げる事項を基本とする｡

一　業務内容

二　体制（管理技術者及び担当技術者等の配置）

三　工程表

四　使用機材

五　安全管理計画(交通規制を含む)

六　連絡体制(緊急時含む)

七　その他調査職員が指示したもの

## 第９条（点検）

担当技術者は、点検要領が定める記録様式のほかに、記録（別紙-2　参考資料）を作成しなければならない。

２　担当技術者は、第三者被害の危険性のある損傷（うき、剥離等）を発見した場合は至急、当該施設管理者及び調査職員にその旨を通報しなければならない。

３　担当技術者は、交通状況に即した適切な安全管理を行わなければならない。

## 第１０条（記録）

点検及び診断の結果を記録する方法は、当該データを橋梁点検支援システムに入力する方法を原則とする。この場合において、点検要領が規定する点検表記録様式については、橋梁点検支援システムからマイクロソフト・エクセルのファイルをエクスポート出力することで、作成に代えることができる。

２　Ｃ市の対象橋梁は、橋梁点検支援システムに登録されていないため、前項の規定にかかわらず、受注者は点検表記録様式をマイクロソフト・エクセルにて作成しなければならない。

## 第１１条（打合せ）

打合せは、業務着手時、中間、成果品納入前を基本とする。

## 第１２条（成果品）

本業務の成果品は、次のとおりとする。

一　報告書・・・施設管理者別に３部（発注者用1部、施設管理者用2部）

二　報告書の電子媒体(CD又はDVD)・・・施設管理者別に３部（同上）

## 第１３条（守秘義務）

受注者は、本業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 第１４条（管理者確認検査）

本業務の履行期限は、○年○月○日とする。ただし、受注者は、成果品の案を原則として2週間前までに、発注者に提出しなければならない。

２　施設管理者は、成果品の案について確認検査（以下「管理者確認検査」という。）を行う。

３　担当技術者は、管理者確認検査に立ち会わなければならない。

４　受注者は、管理者確認検査において不合格となり、又は補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該措置を行わなければならない。

## 第１５条（前払金）

受注者は、委託料の額が百万円以上の場合において、公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第４項に規定する保証事業会社と、同条第５項に規定する保証契約を締結したときは、発注者に対して委託料の額の十分の三以内の前払金の支払を請求することができる。